

# 事業者の適合性等の手続フロー

秘密に係る特約条項が付された契約を締結する企業は『事業者の適合性』等の手続が必要となります。

新たに事業者の適合性を申請する際の標準処理期間は、防衛装備庁装備保全管理課に全ての申請書類が到達してから**3か月程度**です(秘密保全施設の変更も同様)。

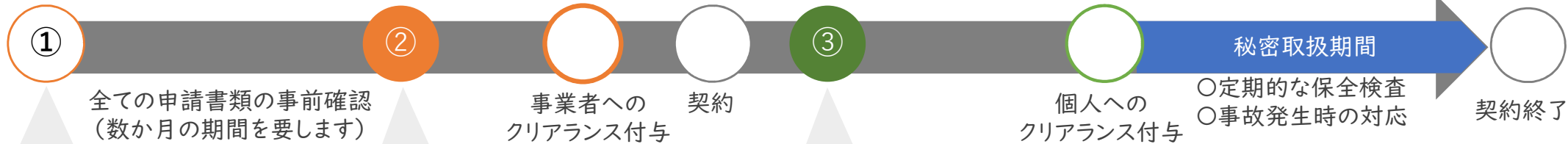
なお、申請書類と現地確認の結果に乖離がある場合などは、実際の処理期間がこれを超えることもあります。また、全ての申請書類の確認に相当の期間を要することが見込まれるため、秘密を取り扱う可能性が生じた場合は、お早めに装備保全管理課にご相談ください。

特定秘密(※)の手続の流れ(イメージ図)



事業者の適合性の標準処理期間：  
**3か月程度**

適性評価の標準処理期間：  
**7か月程度**



① 装備保全管理課に相談 (防衛産業保全制度よろず相談窓口)

以下の内容をよろず相談窓口宛に連絡  
・取扱う秘密区分  
・適格性が必要な理由  
・適格性が必要な時期  
・施設の必要性の有無  
・相談事項等  
以降、クリアランス付与に必要な申請書類の説明を行います。

② 申請書類(※)の提出、受付及び確認  
※事前確認が完了したものを受付

装備保全管理課に全ての申請書類を提出  
○保全基準兼点検票及び関係書類  
・保全組織の体制  
・秘密保全規則  
・秘密保全教育の体制  
・秘密保全施設、保全外部区域及び保管容器  
・秘密取扱情報システム  
○特定秘密保全規則、秘密保全実施要領

③ 適性評価の手続

候補者名簿等の提出  
・候補者名簿  
・同意書  
・質問票  
・調査票

※ 装備品等秘密、特別防衛秘密は本手続イメージと異なります。